

(9) 交付金の対象とならない経費

交付金の対象とならない経費は、以下のとおりです。

- a 交付金事業の実施に直接関連のない経費
- b 交付金の交付決定前に支出される経費
- c 交付金事業の実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- d 交付金の対象となる経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付金の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。）
- e 交付金事業の対象経費と重複して、各府省が所管する補助金等の交付を受ける経費



翻訳機の貸出しについて

対象	対象外
一元的相談窓口を設置してある翻訳機を、相談業務の一環として、一時的に他の窓口へ貸出。相談員が相談者に同行して他の窓口で翻訳機を使用。	一元的相談窓口以外の窓口での使用を前提として配備。

注意

一元的相談窓口に配備されている物品を、他の窓口へ貸し出す場合は、物品の紛失等を防ぐために、手順（例：貸出簿による管理）を定め、当該手順に沿って、適切に管理することが求められます。

